94.06 9406.10 9406.90	 000 000	プレハブ建築物 ―木製のもの ―その他のもの		 ＫＧ ＫＧ

第95類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(d)　［略］

(e)　第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー）並びに第61類又は第62類の紡織用繊維製の仮装用の衣類

(f)～(t)　［略］

(u)　一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）

(v)　［略］

(w)　［略］

２～５　［略］

号注

［略］

［略］

96.01 ～ 96.19 96.20 9620.00	 000	［略］ 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品		 ＫＧ

［略］

輸入統計品目表

［略］

統計番号	品名	単位	
		Ⅰ	Ⅱ

［略］

第３類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注

［略］

備考

1　第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。

03.01 0301.11	 	魚（生きているものに限る。） ［略］ ［略］		

94.06 9406.00	 000	プレハブ建築物		 ＫＧ

第95類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(d)　［同左］

(e)　第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類

(f)～(t)　［同左］

［新規］

(u)　［同左］

(v)　［同左］

２～５　［同左］

号注

［同左］

［同左］

96.01 ～ 96.19	 	［同左］ ［新規］		

［同左］

輸　入　統　計　品　目　表

［同左］

統計番号	品名	単位	
		Ⅰ	Ⅱ

［同左］

第３類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注

［同左］

［新規］

03.01 0301.11	 	魚（生きているものに限る。） ［同左］ ［同左］		